

銀行実務総合講座

3

貸

出

〈下〉

鈴木正和
石井眞司
大西武士
秦光昭

銀行実務総合講座

3

貸 出 〈下〉

鈴木正和
石井眞司 著
大西武士
秦 光昭



社団法人 金融財政事情研究会

《著者略歴》

鈴木 正和 (すずき まさかず)

大正8年生まれ。昭和12年協和銀行入行。審査第一部管理課長，同部次長を経て，現在，同行嘱託。法政大学法学部講師。

石井 眞司 (いしい しんじ)

昭和3年生まれ。同27年日本勧業銀行入行。本店営業部，蔵前支店，調査部調査課長代理を経て，現在，第一勧業銀行調査部主任調査役。中央大学法学部講師。昭和41年最高裁判法研修所修了。

大西 武士 (おおにし たけし)

昭和3年生まれ。同28年東京都民銀行入行。秘書課長，押上・王子・池袋・深川各支店長，審査部長，取締役営業部長を経て，現在，取締役業務推進部長。

秦 光昭 (はた みつあき)

昭和10年生まれ。同33年日本長期信用銀行入行。大阪支店預金課長代理，同融資第一課長代理，本店融資第一部調査役，事務部副長を経て，現在，法律室長。

銀行実務総合講座

第3巻 貸 出<下> 定価 3,400円

昭和55年8月15日 第1刷発行

昭和55年11月1日 第2刷発行

検 印
省 略

著 者 鈴木 正和／石井 眞司
大西 武士／秦 光昭
発行者 戸 部 虎 夫

発 行 所 社団法人 金融財政事情研究会

企 画・制 作 株式会社 金 融 財 政
電話 東京(355) 2251

販売総代理店 株式会社 キ ン ザ イ

〒160 東京都新宿区南元町19

電話 東京(358)0011(大代) 振替 東京8—155845

2332-45444-1409

印刷・製本／株式会社 文 唱 堂

落丁乱丁はおとりかえします。

□ は し が き □

本書は、第2巻貸出＜上＞に続いて貸出の下巻であるが、この下巻では「担保・保証」と貸出後の債権の管理、貸出先倒産後の債権回収を中心とした「管理・回収」を取り上げている。

本書の取り扱う分野は、この講座のなかで最も法律問題が多く、各種の法律が複雑に関連しているだけでなく、法律の解釈も判例・学説が入り乱れて実務の対応を困難にしているところも少なくない。そのうえ、この部門の仕事は、単に法律をよく理解していればよいというものではなく、それを実務に上手に応用する能力が要求されるのであるが、仕事の性質上、日常、誰でも経験しているというものではないだけに、初心者には非常にとっつきにくいと思う。

本書では、そのへんを十分考慮に入れ、実務の流れに即して実務がどのように行なわれ、どのような問題を含んでいるかを懇切に、しかも簡明に解説するよう努めた。読者は、本書を一読することにより、複雑な貸出金の保全回収についての基本を正確に習得することができるはずである。

本書は、前編（第3編）と後編（第4編）に分かれ、前編の担保・保証では、銀行取引で最も多く利用されている預金担保・不動産担保・商業手形担保などについて詳細に解説したほか、昭和53年に法制化された仮登記担保など特殊な担保権についてもおもなものはすべて取り上げ、それぞれの具体的手続や注意点まで一通り解説をほどこした。

後編は、貸出後の管理・回収がテーマで、貸出後回収されるまでの間に生ずるであろう貸出先・担保の変動とその対策、そして期日に回収できなかった場合の銀行としての債権回収について、複雑な実務のポイントを体系だててできるかぎり要領よくまとめたつもりである。

なお、抵当権などの担保権実行手続と強制執行手続については、民事執行法が昭和55年10月1日から施行され、また仮登記担保の実行手続については仮登

記担保法が昭和54年4月1日から施行されたため、それぞれ新しい法律によって解説した。

本書が、担保や回収の実務を勉強しようとする人々のために、あるいは中堅やベテランが新知識を吸収するために少しでもお役にたてば幸いである。

本書の執筆分担は、次のとおりである。

第3編	第1章・第2章（第2節以下）・第3章（第3節・第4節を除く）	
	～第5章	秦 光昭
	第2章（第1節）・第3章（第3節）	石井 眞司
	第3章（第4節）	鈴木 正和
第4編	第1章（第4節を除く）・第2章・第4章（第3節）	大西 武士
	第1章（第4節）・第3章・第4章（第3節を除く）	鈴木 正和
	～第7章	

最後に、本書の作成にあたり各執筆者相互間の担当の調整から原稿整理に至るまで多大のご尽力をいただいた金融財政の金井肇、養部巖夫の両氏に厚くお礼申し上げます。

昭和55年7月

鈴木 正和／石井 眞司
大西 武士／秦 光昭

目 次

はしがき	鈴木正和・石井眞司 大西武士・秦 光昭
------	------------------------

第3編 担保・保証

第1章 総 説

第1節 貸出と担保	2
第2節 物的担保	4
第3節 人的担保	5

第2章 債権担保・動産担保

第1節 預金担保	8
1 自行預金担保の取得	8
① 預金担保差入証の徴求	8
② 預金証書（通帳）の交付	13
③ 対抗要件の具備	15
④ 物上保証人との保証契約の締結	16
⑤ 担保品預り証の発行	18
2 他行預金担保の取得	19
① 預金担保差入証・預金証書	19
② 他行の承諾書の徴求	21
③ 確定日付の徴求	23
3 預金担保の管理	24
① 預金質権の効力	24
② 質入定期預金の書替	25
③ 質入預金に対する質権の拘束力	26

④ 質入後の預入と質権の効力	27
⑤ 預金証書（通帳）の保管	28
第2節 手形担保	29
1 意 義	29
2 担保徴求手続	29
① 譲渡担保契約	29
② 担保手形受入れ上の留意点	31
3 担保手形の管理，取立	32
① 銀行の義務	32
② 人的抗弁の切斷	33
③ 手形要件の確認と白地部分の補充	33
④ 取立・弁済充当	34
⑤ 担保手形が不渡等の場合	34
第3節 有価証券担保	37
1 概 説	37
① 意 義	37
② 一般的注意事項	38
2 株式担保	41
① 担保適格性	41
② 担保徴求手続	42
③ 株式担保の効力	44
④ 特殊な株式の担保取得手続	46
⑤ 担保株式の管理	47
3 公社債担保	48
① 意 義	48
② 担保徴求手続	49
4 受益証券担保	51
第4節 債権担保	52
1 概 説	52
① 意 義	52
② 担保徴求の方法	52
③ 質 権	54
④ 譲渡担保	54

⑤ 代理受領	55
⑥ 振込指定	58
2 請負代金債権の担保	59
3 売掛金債権の担保	60
4 入居保証金等の担保	61
① 意 義	61
② 担保取得上の留意点	62
③ 担保徴求手続	62
④ 担保の管理	65
5 リース料債権の担保	65
① 意 義	65
② 担保取得方法	66
6 ゴルフ会員権の担保	67
① 意 義	67
② 担保取得上の留意点	68
7 診療報酬債権の担保	69
8 借地権の担保	70
① 概 説	70
② 建物に対する抵当権と借地権	71
③ 賃借権の担保取得	73
9 電話加入権質	73
① 意 義	73
② 質権の設定および効力	74
③ 管 理	74
④ 質権の実行	76
⑤ 電話加入権の譲渡担保	76
第 5 節 営業用動産担保	77
1 概 説	77
2 担保徴求の手続	78
3 譲渡担保の効力	79
第 6 節 商品担保	81
1 概 説	81
2 倉庫証券担保	82

① 倉庫証券の意義	82
② 担保徴求手続	83
③ 担保の管理	87
④ 担保権の実行手続	87
3 店頭商品の担保	88
① 概 説	88
② 商品が特定している場合	88
③ 集合物の譲渡担保	89
4 出保管，代理保管等	93
5 貨物引換証の担保	94
6 船荷証券担保	95
第7節 特殊な権利の担保	96
1 工業所有権等の担保	96
① 特 許 権	96
② その他の工業所有権	97
2 温泉権の担保	97
① 意 義	97
② 担保徴求手続	98

第3章 不動産担保

第1節 総 説	102
1 不動産を目的とする担保権	102
① 担保権の種類	102
② 抵当権の目的物の種類	103
③ 普通抵当と根抵当	104
2 物件の調査	106
① 概 説	106
② 現況調査	107
③ 権原調査	108
④ 権利関係の調査	111
⑤ 行政上の諸規制の調査	113

第2節 抵当権	115
1 抵当権の性質、効力	115
① 被担保債権	115
② 抵当権の効力が及ぶ被担保債権の範囲	117
③ 抵当権の目的物	118
④ 抵当権の効力が及ぶ目的物の範囲	121
⑤ 法定地上権	124
2 抵当権取得の手続	126
① 契約の当事者	126
② 契約事項	127
③ 抵当権設定の登記	133
④ 抵当権設定の仮登記とその効力	137
⑤ 登記の確認	139
3 共同担保	140
① 意義	140
② 実務上留意すべき点	141
4 特殊な不動産の担保徴求	143
① 農地	143
② 区分所有建物	144
③ 仮換地および保留地	145
5 抵当権の管理	146
① 被担保債権の内容の変動	146
② 利息または損害金の定めの変更	147
③ 抵当権の処分	148
④ 短期賃貸借	151
第3節 根抵当権	154
1 根抵当権の法律的性質	154
2 根抵当権の分類	155
① 新根抵当権と旧根抵当権	156
② 確定前の根抵当権と確定後の根抵当権	156
③ 累積式根抵当権と共同根抵当権	157
④ 単有根抵当権と共有根抵当権	158
⑤ 単用根抵当権と共用根抵当権	158
⑥ 債務者提供と物上保証	158

3	共同根抵当か累積式根抵当かの判定	159
①	判定の重要性	159
②	判定基準としての4原則	160
③	4原則の応用ケース	161
④	4原則の例外ケース	162
4	根抵当権設定契約	163
①	極度額の定め	167
②	被担保債権の範囲の定め	167
③	債務者の定め	170
④	確定期日の定め	170
⑤	共同根抵当権の場合	171
⑥	共有根抵当権の場合	172
5	根抵当権設定の登記	173
①	登記の必要性	173
②	登記の手続	174
6	根抵当権の追加設定	175
①	縦の累積式根抵当権	175
②	横の累積式根抵当権	176
③	共同根抵当権（追加的共同担保）	176
④	極度額増額を伴う追加的共同担保	177
7	根抵当権の変更	178
①	極度額の変更	179
②	被担保債権の範囲・債務者・確定期日の変更	180
8	根抵当権の処分	181
①	全部譲渡	182
②	共有根抵当権者の持分的権利の譲渡	183
③	分割譲渡	184
④	一部譲渡	185
9	（根）抵当権の順位の変更	188
①	意義・手続	188
②	効果	189
10	根抵当権の確定	191
①	確定の意義	192
②	確定の前後の法律関係	192
③	確定事由とその時期	193

④ 確定効の覆滅とその例外	198
⑤ 累積式根抵当・共同根抵当・共有根抵当・共用根抵当の場合の 確定	198
⑥ 確定の登記	200
11 極度額の減額請求	201
12 根抵当権の消滅請求	202
第 4 節 仮登記担保	204
1 仮登記担保の意義	204
① 担保としての効力	204
② 利用の目的	205
③ 仮登記担保の種類	206
2 契約手続	207
① 目的物	210
② 契約事項	211
③ 登 記	212
第 5 節 損害保険金の担保	214
1 損害保険金担保の意義	214
2 担保取得手続	215
① 保険金額の指定	215
② 保険金請求権の担保取得	215
3 担保の管理	216
4 抵当権者特約条項付保険	218

第 4 章 特殊抵当

第 1 節 概 説	220
第 2 節 工場抵当	222
① 意 義	222
② 工場抵当の目的	222
③ 設定契約	224
④ 工場抵当権の効力が及ぶ範囲	224
⑤ 設定の登記	225

⑥ 工場抵当権の管理	226
第 3 節 工場財団抵当	229
① 意 義	229
② 工場財団の性質	230
③ 組成物件	230
④ 工場財団所有権保存登記	231
⑤ 工場財団の調査	232
⑥ 工場財団抵当権の設定	233
⑦ 工場財団抵当権の効力が及ぶ範囲	234
⑧ 民法の規定の準用による効果	237
⑨ 工場財団抵当権の管理	238
第 4 節 鉱業財団その他の財団抵当	240
① 鉱業財団等の不動産財団	240
② 鉄(軌)道財団抵当	243
第 5 節 特殊な抵当権	247
1 船舶抵当	247
① 意 義	247
② 船舶抵当権の効力	248
③ 船舶抵当権の設定, 管理	249
2 自動車抵当	251
① 意 義	251
② 抵当権の設定手続	251
③ 管 理	252
3 農業用動産抵当	253
① 意 義	253
② 抵当権の設定手続	254
③ 管 理	254
4 立木抵当	255
① 意義, 設定手続	255
② 譲渡担保	257
5 そ の 他	257
① 航 空 機	257
② 建設機械	258

第5章 保証，保険

第1節 一般の保証	260
1 概 説	260
2 保証の種類	261
① 単純保証と連帯保証	261
② 確定保証と根保証	262
③ 民事保証と商事保証	262
④ 委託のある保証とない保証	262
⑤ 表保証と裏保証	262
⑥ 手形保証と手形外保証	263
⑦ 単独保証と共同保証	263
⑧ 主保証と副保証	263
3 保証人の徴求手続	264
① 意思確認	264
② 法人の目的による制限	265
③ 保証と利益相反等	266
4 保証契約の内容	268
① 連帯保証の特約	268
② 銀行の担保保存義務免除の特約	270
③ 代位権行使の制限	271
④ 民法457条2項による相殺の禁止	272
⑤ 累積的保証である旨の特約	273
5 保証債務の範囲	273
6 根保証の効力	275
① 責任の範囲	275
② 任意解約権	275
③ 特別解約権	276
第2節 信用保証協会の保証	277
1 概 説	277
2 保証の対象	277
3 保証の種類および限度	278
4 保証の仕組み，内容	279

5	保証の申込み	283
6	貸付金の管理等	284
7	代位弁済受領手続	285
第3節	融資保険	287
1	団体信用生命保険	287
①	概 説	287
②	付保の手続	288
2	住宅ローン保証保険	288
①	概 説	288
②	保険の内容	289
③	保険事故	290
④	貸付の実行, 管理	291
⑤	保険金の請求	293
3	輸出保険	293
第4節	損害担保契約	295

第4編 管理・回収

第1章 貸出債権の管理

第1節	総 説	300
第2節	貸出先および保証人の変動	301
1	個人貸出先の変動	301
①	貸出先の死亡	301
②	貸出先の行方不明	310
③	能力喪失	312
④	法人成り	314
2	法人貸出先の変動	319
①	代表者, 商号, 住所等の変更	319

② 減 資	321
③ 合 併	323
④ 組織変更	325
⑤ 解 散	326
3 貸出先の変更, 追加	328
4 保証人の変動	328
① 保証人の追加	328
② 保証人の免除	329
③ 保証人の変更	331
④ 保証人の死亡	332
⑤ 保証人の能力喪失	333
第 3 節 担保物件の変動	334
1 担保の再点検	334
① 不動産担保	334
② 債権担保	335
③ 有価証券担保	336
④ 動産担保	337
2 担保物の変更	338
① 土 地	338
② 建 物	341
③ 工場抵当	345
④ 工場財団	347
⑤ 動 産	349
3 権利関係の変更	350
① 賃借権の設定	350
② 法定地上権	352
③ 譲 渡	353
④ 後順位担保権の設定	355
第 4 節 貸出先の倒産	358
1 倒産の予知と対策	358
① 倒産予知の重要性	358
② 倒産予知の方法	358
③ 保全強化策	360
2 倒産時の処置	361

① 責任者との面談	361
② 事業場の確認	362
③ 保全バランスの作成	363
④ 連絡のための作業	363
⑤ 手続再確認の作業	364

第2章 任意的手段による回収

第1節 総 説	368
第2節 相 殺	369
1 相 殺	369
① 相殺の意義および要件	369
② 相殺の準備	370
③ 相殺の時期	372
④ 相殺の相手方	373
⑤ 相殺の計算	374
⑥ 相殺と手形の呈示・交付	375
⑦ 事前求償権による相殺	377
2 弁済および相殺の充当	379
① 弁済充当	379
② 相殺の充当	381
第3節 第三者による弁済	383
1 第三者による弁済の意義	383
2 弁済をなしうる第三者	383
① 利害関係を有する者とは	384
② 利害関係を有しない場合	384
3 第三者による弁済の効果	385
① 代位できる場合とできない場合	385
② 代位できる範囲	386
第4節 代物弁済	388
1 代物弁済の意義	388
2 代物弁済の要件	389
3 代物弁済の効果	390